

令和6年度見沼たんぼに適した農作物の実証栽培業務委託 企画提案募集要領

1 概要

首都圏近郊に残された貴重な大規模緑地空間である見沼たんぼの保全・活用・創造のため、公有地化した土地（農地）について、農地の適切な管理や効果的な利活用を民間団体へ委託する。（見沼たんぼ公有地利活用推進事業）

この事業の委託候補者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

2 募集内容

(1) 委託業務名・委託業務内容

令和6年度見沼たんぼに適した農作物の実証栽培業務委託仕様書（以下、仕様書という）のとおり

(2) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 委託料の上限額

仕様書「4 委託料の上限額」に記載のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件（1）～（12）を全て満たすものとする。

- (1) 定款又は会則等を設けている団体（任意団体を含む）であること。
- (2) 5人以上の構成員がいること。
- (3) 主たる構成員の1人以上が農家又は農業に従事した経験者であること。
- (4) 団体の主たる事務所が県内にあること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない団体でないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている団体でないこと。
- (11) 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けている団体でないこと。

- (12) 見沼地域で農業への新規参入を目指す異業種の団体であること。また、さいたま市または川口市の農業の有識者から支援が得られる見込みのある団体であること。

4 委託費

- (1) 管理面積に比例した農地管理費及び事業の実施に直接必要となる経費（以下、「必要経費」という。）を支払う。
- (2) 必要経費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行う。（精算払い）なお、必要に応じて、全部又は一部を概算払いする場合がある。

5 必要経費

計上できる必要経費は、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、使用賃借料等とする。（別紙1「経費計上の考え方」を参照）備品（税込み10万円以上の物品）等の財産の取得に係る経費は認めない。

6 スケジュール

募集要領の公開	令和6年2月14日(水)	
質問事項の受付開始	2月14日(水)	
質問事項の受付期限	2月19日(月)	15時まで
質問事項の回答	2月22日(木)	
企画提案競技参加申込書の提出期限	2月26日(月)	17時まで
企画提案書の受付開始	2月27日(火)	9時から
企画提案書の提出期限	3月5日(火)	17時まで
企画提案審査	3月 下旬	
審査結果の通知	3月 下旬	

7 質問の受付及び回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年2月14日(水)から令和6年2月19日(月) 15時まで

(2) 受付方法

質問事項は、「質問書(別紙2)」に質問内容を記載のうえ、「13 問い合わせ先及び書類の提出先」宛て電子メールにて送付すること。送信後は電話による到達確認を行うこと。なお、簡易な確認事項を除き、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、2月22日(木)までに埼玉県ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/rikatsuyou-koubo/r6jissyousaibai.html>)に掲載する。

8 企画提案競技参加申込書の提出

本業務の企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書（別紙3）」を提出すること。

(1) 提出期間

募集要領公開後から令和6年2月26日(月) 17時まで

(2) 提出方法

「13 問い合わせ先及び書類の提出先」宛て電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話による到達確認を行うこと。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① (様式第1号) 見沼たんぼ公有地利活用推進事業計画書 (企画提案書)
- ② (様式第1号-1) 土地利用計画図
- ③ (様式第1号-2) 栽培計画
- ④ (様式第1号-3) 実施スケジュール
- ⑤ (様式第1号-4) 収支計画
- ⑥ (様式第1号-5) 実施体制
- ⑦ (様式第1号-6) 資機材保有状況
- ⑧ (様式第2号) 団体概要
- ⑨ (様式第3号) 団体目的等についての確認書
- ⑩ 添付書類 ・ 定款又は会則、役員名簿
・ その他参考となる資料

(2) 提出期間

令和6年2月27日(火) 9時から令和6年3月5日(火) 17時まで (必着)

(3) 提出方法及び提出先

「13 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールで提出すること。なお、大容量のデータの送付となる場合は、県から専用の受け取り便を送るので、申し出ること。

(4) 応募書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

(5) その他

- ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。
- イ 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- ウ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県からの指示による場合はこの限りではない。
- エ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。
- オ 企画提案書等の提出後に応募を辞退する場合は、その旨を文書(様式任意)に記載の上、「13 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールにて提出す

ること。

カ 提出された企画提案書等は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

キ 企画提案事業は、国、県及び市町村等から助成を受けることはできない。

10 審査に関する事項（委託候補者の選定）

（1）審査方法

委託候補者の選定にあたっては、見沼たんぼ公有地利活用推進事業要綱に基づき「見沼たんぼ公有地利活用推進事業審査評価委員会」において、審査基準により提出された企画提案書を審査し、各業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託候補者として選定する。ただし、総合得点が満点の5割に満たない場合は、委託候補者として選定しない。

各業務において企画提案書を提出した者が2者以上のときは、総合得点が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

なお、提案者によるプレゼンテーションは行わず、提出された書面により審査を行う。

（2）審査基準

審査項目、審査の視点及び配点は以下のとおり。

審査項目	審査の視点	配点
実現可能性	提案した事業を確実に実施するための十分な組織体制、農業活動経験があるか。	3
	実証栽培から農業参入に至る計画が実現可能なものか。	3
環境適合	周辺の農地や自然環境、農業生産活動と調和しているか。	3
情報発信	実証栽培を通じて見沼地域の農業の魅力を発信する計画となっているか。	3
社会貢献	栽培技術の普及を図るなど、見沼たんぼ地域の農業振興に寄与することができるか。	3
経費の適正	事業を実施するための経費が過大に見積もられていないか。	3

（3）審査結果の通知

審査結果は、令和6年3月下旬に提案者全員に対し書面により通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

（4）その他

提案者が次の事項に該当した場合、委託候補者として選定しない。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託上限額を超える企画提案書を提出した場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

11 契約方法

県は、委託候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、委託契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案が2者以上あった場合は、評価点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

12 その他留意事項

令和6年度歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は本事業に係る歳入歳出予算の金額に減額等があった時は、この企画提案募集を停止、中止又は取り消すことがある。

13 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県企画財政部土地水政策課 見沼田圃・三富地域担当

TEL：048-830-2195

E-mail：a2180-03@pref.saitama.lg.jp